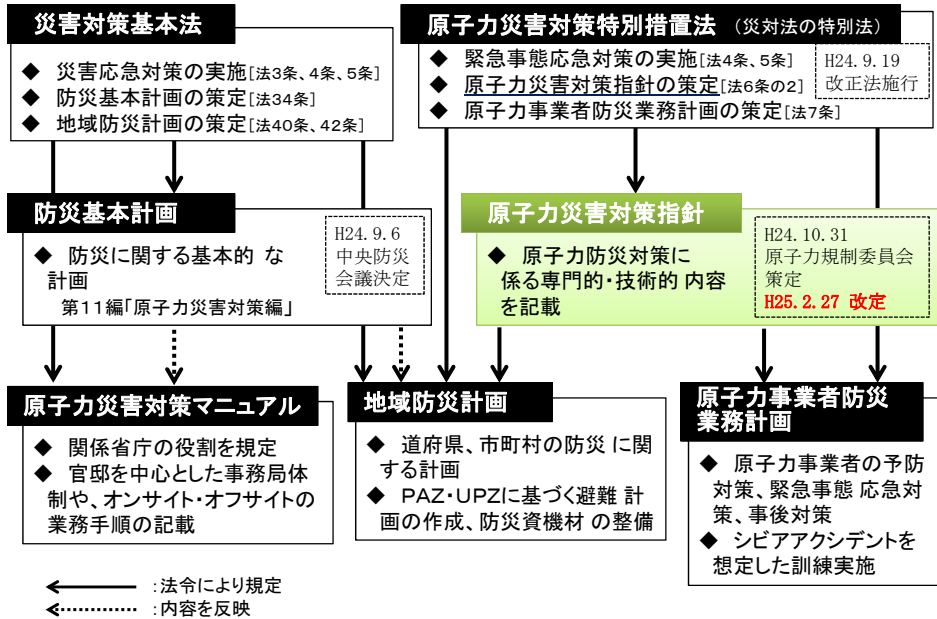


原子力災害対策指針の改正
に伴う北海道地域防災計画
(原子力防災計画編)の修正
について

原子力災害対策の制度の枠組み



原子力災害対策指針(平成25年2月27日改正)のポイント

1. 原子力災害事前対策

- 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化
 - ・ 緊急事態の初期対応段階を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態に区分して、各区分を判断する際の施設の状況(EAL:Emergency Action Level 緊急時活動レベル)の考え方及び各区分に応じたPAZ内の即時避難やUPZ内の段階的避難の準備など主な防護措置について設定
 - ・ 全面緊急事態に至った後、放射性物質が環境中に放出された後の適切な防護措置の判断基準となる空間放射線量率等(OIL:Operational Intervention Level 運用上の介入レベル)の考え方及び各数値に該当した際のUPZ内の段階的避難、飲食物摂取制限、除染といった主な防護措置について設定

2. 被ばく医療

- 被ばく医療体制の整備
 - ・ 救急・災害医療組織を最大限に活用するとともに、広域の医療機関の連携
- 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備
 - ・ PAZ内については、住民等への事前配布の導入、PAZ外については、自治体による備蓄等
- スクリーニングの実施体制の整備
 - ・ 内部被ばくの抑制、皮膚被ばくの低減、汚染拡大の防止などのための体制整備

3. SPEEDIの活用

- SPEEDIの活用
 - ・ 国は、放射性物質の放出状況(ソースターム情報)の逆推定や、大気中拡散予測の結果を防護措置の実施等の参考情報に活用

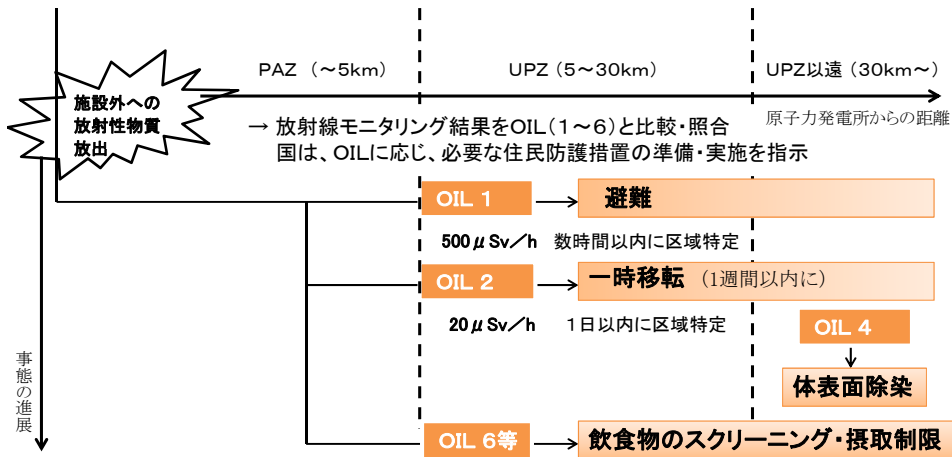
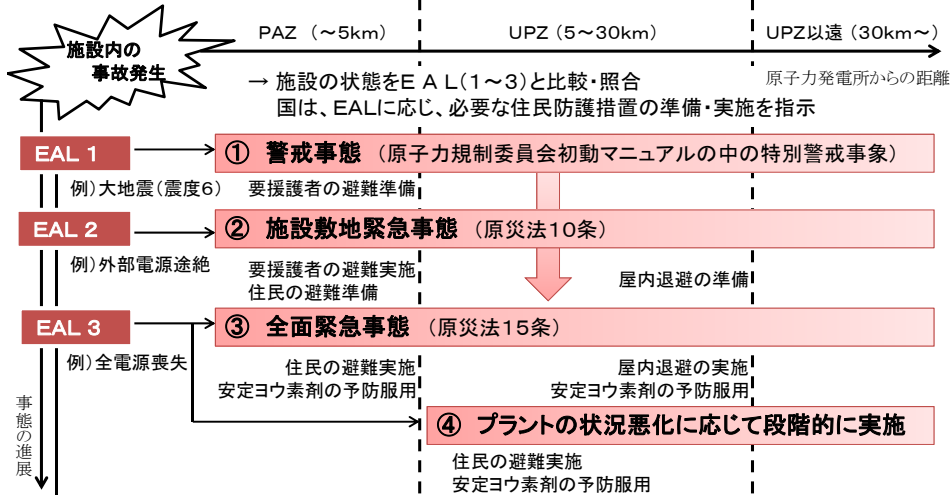
EAL・OILに基づく防護措置

1. EALの設定 (オンサイトのプラント状態等に基づく緊急事態判断基準)

- 緊急事態の初期対応段階を3つに区分。各区分に応じた防護措置を実施

2. OILの設定 (オフサイトの放射線量率等に基づく防護措置実施基準)

- 防護措置の判断基準となる空間放射線量等の各数値に該当した際の防護措置を実施



避難	… 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、 卵、魚、その他
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
一時移転	… 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施	放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プルトニウム及び 超ウラン元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

改正指針を踏まえた道計画の修正ポイント

現行計画での防護対策の取扱い

(道計画の主な内容)

■ PAZ内の防護対策の実施 (道計画 P40)

- ・ 特定事象 (原災法10条通報) 発生時 → 避難準備
- ・ 原子力緊急事態宣言 (原災法第15条事象) → 避難実施

■ UPZ内の防護対策の実施 (道計画 P41～46)

- ・ 次の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、防護対策を実施
屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量(単位:ミリシーベルト)		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を締め気密性に配慮すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、または、避難すること。

(注1) 予測線量は、放射性物質の放出期間中、屋外に居続け、何らかの措置も講じなければ受けるとされる線量
(注2) 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量が同一レベルにないときは、いずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

■ 飲食物の摂取制限の措置 (道計画 P46)

- ・ 次の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、摂取制限を実施
飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (I-131等価)	対象	放射性セシウム
飲料水	3×10 ² ベクレル/キログラム以上	飲料水	2×10 ² ベクレル/キログラム以上
牛乳・乳製品		牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜・芋類を除く)	2×10 ³ ベクレル/キログラム以上	野菜類	5×10 ² ベクレル/キログラム以上
		穀類	
		肉・卵・魚・その他	

1 緊急時における判断及び防護措置実施基準の具体化

■ PAZの防護対策の実施 (改定指針 P6～8、P11～P15 (表1・図1・表2)、P31～34)

放射性物質が放出される前の原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態・施設敷地緊急事態・全面緊急事態の3つに区分

- ・ 警戒事態 → 災害時要援護者等の避難等準備
- ・ 施設敷地緊急事態 → 災害時要援護者等の避難等、その他の住民避難準備
- ・ 全面緊急事態 → 避難等実施、安定ヨウ素剤の予防服用
* 各区分を判断する際の原子力施設の状態を設定

■ UPZの防護対策の実施 (改定指針 P8～10、P11～P17 (表1・図1・表2、表3)、P31～34)

- ・ 全面緊急事態 → 屋内退避、施設の状況悪化に応じて避難を段階的に実施
- ・ 放射性物質放出後の防護措置の判断基準となる空間放射線量率等 (OILを設定し、OILの基準に基づき屋内退避や避難を実施)

■ 飲食物の摂取制限の措置 (改定指針 P8～10、P11～P17 (表1・図1・表3)、P36)

- ・ OILの基準に基づき摂取制限を実施

※ 道計画に規定する防護対策については、計画修正までの間、防護措置を実施する判断基準は、2/27に改正された原子力災害対策指針により取り扱うこととされた。(H25.3.14 北海道防災会議委員了承)

2 被ばく医療体制の整備

既存の救急・災害医療を活用し、一般傷病者に対する救急医療に対応できる広域的な被ばく医療体制の構築に関する項目を追加

3 SPEEDIの活用

気象予測や大気拡散予測の結果を防護措置の実施等の参考情報とすることについては、計画修正済み

道計画の修正手順・スケジュール等

